

質問第一号

食品の放射能汚染の規制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年一月二十四日

川田龍平

参議院議長 平田健二殿

食品の放射能汚染の規制に関する質問主意書

食品中の放射性物質については、東京電力福島第一原発事故後の昨年三月十七日、厚生労働省が暫定規制値を設定し、これに基づき、食品の回収や出荷制限等の措置を行ってきた。その後、政府は、昨年十月二十七日の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえて、新たな基準値の設定について検討を進め、本年一月中には基準値（案）を取りまとめ、本年四月を目途に施行するとしている。しかし、国際的に日本が世界各国からの信頼を取り戻せるのか、また、国民の健康不安を充分に取り除けないのではないかと懸念される。そこで、政府として、食品に関する放射性物質の世界各国での基準値をどこまで把握し、考慮しているかについて、以下質問する。

一 現在の世界各国における食品に関する放射能の基準値を把握しているか。把握している基準値を示されたい。特に、ロシア、タイ、中国、フィリピン、マレーシア、シンガポール、米国、カナダ、ブラジル、スウェーデン、オーストラリア、フィンランド、スイス、ポーランド及びEUにおける基準値について、政府の承知するところを明らかにされたい。

二 日本産の農産物及び牛乳・粉ミルクにおける人工放射性物質の含有量に関する規制を行っている諸国名

とその規制量・内容について、政府の承知するところを示されたい。

三 現T P P協定交渉参加国における食品に関する放射能の基準値及び日本産の農産物及び牛乳・粉ミルクの人工放射性物質の規制量・内容について、政府の承知するところを示されたい。また、人工放射性物質の含有量に関する規制は、非関税障壁として撤廃を求めることは可能だと考えるのか、政府の見解如何。

四 放射線防護においては、特定の措置を取らないで済ませたいがために、あらゆる種類の汚染された食品やゴミを汚染されていないものと混ぜた上で、「安全である」として通用させることを禁止する国際的な合意があると、ドイツ放射線防護委員会が昨年十一月二十七日の声明で述べていると承知しているが、このような国際的合意を政府は認知しているか。また、このようなドイツ放射線防護委員会の主張を政府はどのように考えているのか示されたい。

右質問する。